

令和7年3月6日

## 阿南工業高等専門学校給食業務等委託契約に関する公募

### 1. 企画競争に付する事項

(1) 事業名 阿南工業高等専門学校給食業務等委託

(2) 事業の趣旨

学寮給食業務については、寮生に対し栄養バランスの取れた質の高い食事を安全に提供するため、学生食堂業務については、学生・教職員の福利厚生の一環のため、これらの業務を委託する。

(3) 事業の内容

学寮食堂での寮生に対する朝・昼・夕の3食の提供及び学生食堂での学生・教職員に対する昼食の提供（詳細は別に定める実施細目のとおり）。契約期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。

### 2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。

(2) 国の競争参加資格（全省庁統一規格）において、令和7年度に四国地区の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

(3) 契約担当役から取引停止措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 国立高等専門学校において1年間以上の継続した学寮食堂の経営実績（朝・昼・夜の食数が各441食以上）を次の対象期間において有すること。

※対象期間：2020年度から2024年度

(5) 次に掲げる法人等でないこと。

① 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等

② 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

③ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

④ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

⑤ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

⑥ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどをしている法人等

3. 公募要領等を交付する場所

阿南市見能林町青木265番地

阿南工業高等専門学校

担当 総務課契約係

電話 0884-23-7123

4. 参加表明書、履行できることを証明する書類及び企画提案書の提出

本企画競争に参加を希望する者は、令和7年3月17日（月曜日）午前12時までに担当まで送付すること。郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る形で送付すること。

6. 質問受付及び現地見学

質問がある場合は令和7年3月12日（水曜日）までに文書により問い合わせること。

また、厨房（学寮食堂及び学生食堂）の見学を希望する場合は電話等により問い合わせること。

7. 事業規模

別紙、公募要領等による。

8. 選定方法等

別に定めた審査基準及び公募要領等に基づき、阿南工業高等専門学校給食業務等委託契約事業者選定委員会において行う。

9. その他

本件に関するその他必要事項については、公募要領等によるものとする。